

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月10日
【四半期会計期間】	第18期第1四半期（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	バリューコマース株式会社
【英訳名】	ValueCommerce Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者 飯塚 洋一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目1番19号
【電話番号】	(03)4590-3600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 最高財務責任者 土田 圭滋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目1番19号
【電話番号】	(03)4590-3600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 最高財務責任者 土田 圭滋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第1四半期 連結累計期間	第18期 第1四半期 連結累計期間	第17期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年3月31日	自平成25年1月1日 至平成25年3月31日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高(千円)	2,229,621	2,666,132	9,507,269
経常利益(千円)	242,333	357,887	1,057,505
四半期(当期)純利益(千円)	144,563	235,245	625,224
四半期包括利益又は包括利益(千円)	144,563	235,027	625,430
純資産額(千円)	4,641,235	4,276,382	4,149,028
総資産額(千円)	7,247,022	7,222,182	7,236,339
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	748.39	1,420.14	3,402.04
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	746.48	1,416.18	3,393.22
自己資本比率(%)	64.0	59.2	57.3
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	41,004	22,769	922,318
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	10,322	136,723	169,881
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	103,394	97,333	1,113,971
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	4,415,222	3,869,729	4,126,485

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間における我が国の経済は、いわゆるアベノミクスによるデフレ脱却への期待感から日経平均株価が4年半ぶりの高値をつけるなど、景気に対するマインド改善の兆しがみられております。

こうした状況の下、当第1四半期連結累計期間の売上高は、2,666,132千円（前年同期比19.6%増）となり、前年同期に比べ436,510千円の増収を確保いたしました。営業利益は、売上高の増加並びに販売費及び一般管理費の減少により300,178千円（前年同期比47.6%増）となり、経常利益は、持分法による投資利益の押し上げにより357,887千円（前年同期比47.7%増）となりました。四半期純利益は、法人税等が増加したものの235,245千円（前年同期比62.7%増）となり、前年同期と比べ90,682千円の増益を確保いたしました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

アフィリエイトマーケティングサービス事業

当第1四半期連結累計期間におきましては、主に金融及び旅行分野の成果報酬型広告出稿が堅調であったため、セグメント売上高は2,390,156千円（前年同期比25.9%増）、セグメント利益は376,415千円（前年同期比30.7%増）となりました。

ストアマッチサービス事業

当第1四半期連結累計期間におきましては、デバイス環境の変化が想定よりも早く、一時的に売上が減少しましたが、マルチデバイス経由の売上最大化に向け掲載企画を進行中であります。セグメント売上高は275,975千円（前年同期比16.5%減）、セグメント利益は20,148千円（前年同期比11.4%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は7,222,182千円となり、前連結会計年度末と比べて14,157千円減少いたしました。

流動資産は6,205,213千円となり、前連結会計年度末と比べて175,591千円減少いたしました。これは、主に現金及び預金が256,756千円減少したことによるものです。

固定資産は1,016,968千円となり、前連結会計年度末と比べて161,433千円増加いたしました。これは、主に投資有価証券が137,428千円増加したことによるものです。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は2,945,799千円となり、前連結会計年度末と比べて141,512千円減少いたしました。

流動負債は2,794,672千円となり、前連結会計年度末と比べて137,487千円減少いたしました。これは、主に未払法人税等が171,524千円減少したことによるものです。

固定負債は151,127千円となり、前連結会計年度末と比べて4,024千円減少いたしました。これは、主に長期預り保証金が3,649千円減少したことによるものです。

（純資産）

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は4,276,382千円となり、前連結会計年度末と比べて127,354千円増加いたしました。これは、主に利益剰余金が剰余金の配当により107,672千円減少したものの、四半期純利益の計上により235,245千円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は3,869,729千円となり、前連結会計年度末と比べて256,756千円減少いたしました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は22,769千円(前年同期は41,004千円の獲得)となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益が357,887千円であり、マイナス要因として、法人税等の支払額が233,281千円、売上債権の増加が96,857千円、未収入金の増加が57,505千円であったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は136,723千円(前年同期は10,322千円の使用)となりました。これは、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出がそれぞれ14,686千円、38,894千円、投資有価証券の取得による支出が83,142千円であったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は97,333千円(前年同期は103,394千円の使用)となりました。これは、主に配当金の支払額が96,959千円であったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

該当事項はありません。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、アフィリエイトマーケティングサービス事業、ストアマッチサービス事業共に販売の実績が著しく変動いたしました。その内容については、「(1) 経営成績の分析」をご覧ください。

(8) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであり、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社本社	東京都港区	アフィリエイトマーケティングサービス事業	パリユーコマースプログラム・プラットフォーム	338,500	100,325	自己資金	平成24年1月	平成27年2月	パリユーコマースプログラムの機能強化

(注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。

2. 平成25年において機能の一部をリリースしたことにより、既支払額のうち、95,699円をソフトウェアへ計上し、使用を開始しております。

3. なお、計画の見直しに伴い、投資予定額を127,000千円から338,500千円に変更、完了予定年月を平成25年2月から平成27年2月へ変更しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	605,600
計	605,600

(注)平成25年3月26日開催の株主総会決議により、平成25年7月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は59,954,400株増加し、60,560,000株となる予定であります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年5月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	193,320	193,360	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	193,320	193,360		

(注)1.発行済株式のうち、1,780株は現物出資(有価証券212百万円)によるものであります。

2.「提出日現在発行数」欄には、平成25年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日		193,320		1,728,116		1,083,648

(注)平成25年4月1日から平成25年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が40株、資本金及び資本準備金がそれぞれ100千円増加しております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 27,670	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 165,650	165,650	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	193,320	-	-
総株主の議決権	-	165,650	-

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
バリューストック株式会社	東京都港区赤坂八丁目1番19号	27,670	-	27,670	14.31
計	-	27,670	-	27,670	14.31

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次の通り交代しております。

第17期連結会計年度	有限責任 あずさ監査法人
第18期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間	有限責任監査法人トーマツ

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,126,485	3,869,729
売掛金	1,306,455	1,403,443
繰延税金資産	77,071	20,300
未収入金	830,799	888,304
その他	42,306	25,459
貸倒引当金	2,313	2,023
流動資産合計	6,380,804	6,205,213
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備(純額)	46,524	45,138
工具、器具及び備品(純額)	49,411	55,261
リース資産(純額)	6,436	6,055
有形固定資産合計	102,371	106,455
無形固定資産		
ソフトウェア	165,584	260,547
ソフトウェア仮勘定	82,036	8,712
その他	1,172	1,172
無形固定資産合計	248,793	270,432
投資その他の資産		
投資有価証券	331,049	468,478
繰延税金資産	67,801	66,513
その他	105,649	105,089
貸倒引当金	130	0
投資その他の資産合計	504,370	640,080
固定資産合計	855,535	1,016,968
資産合計	7,236,339	7,222,182

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,097,330	1,197,467
未払金	1,425,089	1,375,343
未払法人税等	239,324	67,800
その他	170,415	154,061
流動負債合計	2,932,160	2,794,672
固定負債		
長期預り保証金	148,282	144,632
その他	6,868	6,494
固定負債合計	155,151	151,127
負債合計	3,087,311	2,945,799
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,728,116	1,728,116
資本剰余金	1,083,648	1,083,648
利益剰余金	2,226,820	2,354,394
自己株式	889,481	889,481
株主資本合計	4,149,104	4,276,677
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	76	294
その他の包括利益累計額合計	76	294
純資産合計	4,149,028	4,276,382
負債純資産合計	7,236,339	7,222,182

(2) 【 四半期連結損益及び包括利益計算書 】
 【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 3月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	2,229,621	2,666,132
売上原価	1,394,465	1,760,542
売上総利益	835,156	905,590
販売費及び一般管理費	631,806	605,411
営業利益	203,350	300,178
営業外収益		
持分法による投資利益	34,860	54,286
その他	4,258	3,491
営業外収益合計	39,118	57,778
営業外費用		
支払利息	54	69
株式交付費	30	-
固定資産除却損	50	-
営業外費用合計	135	69
経常利益	242,333	357,887
特別損失		
子会社整理損	1,156	-
開発拠点閉鎖費用	1,002	-
特別損失合計	2,158	-
税金等調整前四半期純利益	240,174	357,887
法人税、住民税及び事業税	59,845	64,801
法人税等調整額	35,765	57,840
法人税等合計	95,611	122,642
少数株主損益調整前四半期純利益	144,563	235,245
四半期純利益	144,563	235,245
少数株主損益調整前四半期純利益	144,563	235,245
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	218
その他の包括利益合計	-	218
四半期包括利益	144,563	235,027
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	144,563	235,027
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	240,174	357,887
減価償却費	37,588	24,214
貸倒引当金の増減額(は減少)	248	420
受取利息	352	347
支払利息	54	69
為替差損益(は益)	4	70
持分法による投資損益(は益)	34,860	54,286
子会社整理損	1,156	-
開発拠点閉鎖費用	1,002	-
売上債権の増減額(は増加)	69,454	96,857
仕入債務の増減額(は減少)	64,160	100,136
未収入金の増減額(は増加)	71,329	57,505
未払金の増減額(は減少)	88,575	48,576
預り金の増減額(は減少)	18,150	1,800
預り保証金の増減額(は減少)	6,760	3,649
その他	28,336	12,161
小計	296,199	210,233
利息の受取額	352	347
利息の支払額	54	69
法人税等の支払額	237,725	233,281
開発拠点閉鎖費用の支払額	17,767	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,004	22,769
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,540	14,686
無形固定資産の取得による支出	7,714	38,894
投資有価証券の取得による支出	-	83,142
貸付金の回収による収入	1,002	-
子会社の清算による支出	2,069	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,322	136,723
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	103,200	96,959
その他	194	374
財務活動によるキャッシュ・フロー	103,394	97,333
現金及び現金同等物に係る換算差額	35	70
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	72,676	256,756
現金及び現金同等物の期首残高	4,487,898	4,126,485
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,415,222	3,869,729

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
	(千円)	(千円)
給与手当	302,694	261,943
計	302,694	261,943

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
	(千円)	(千円)
現金及び預金勘定	4,415,222	3,869,729
現金及び現金同等物	4,415,222	3,869,729

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月26日 定時株主総会	普通株式	144,874	750	平成23年12月31日	平成24年3月27日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月12日 取締役会	普通株式	107,672	650	平成24年12月31日	平成25年2月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・前第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 及び包括利益計 算書計上額 (注)2
	アフィリエイト マーケティング サービス事業	ストアマッチ サービス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,899,086	330,535	2,229,621	-	2,229,621
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,899,086	330,535	2,229,621	-	2,229,621
セグメント利益	287,965	22,744	310,709	107,359	203,350

(注)1. セグメント利益の調整額 107,359千円は、各報告セグメントに帰属しない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

・当第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 及び包括利益計 算書計上額 (注)2
	アフィリエイト マーケティング サービス事業	ストアマッチ サービス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,390,156	275,975	2,666,132	-	2,666,132
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,390,156	275,975	2,666,132	-	2,666,132
セグメント利益	376,415	20,148	396,563	96,384	300,178

(注)1. セグメント利益の調整額 96,384千円は、各報告セグメントに帰属しない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	748円39銭	1,420円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	144,563	235,245
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	144,563	235,245
普通株式の期中平均株式数(株)	193,166	165,650
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	746円48銭	1,416円18銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	495	463
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(追加情報)

株式分割及び単元株制度の導入

当社は、平成25年2月22日開催の取締役会における株式分割及び定款の一部変更の決議に基づき、平成25年7月1日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。

(1) 株式分割および単元株制度導入の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成25年6月30日(日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。なお、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年6月28日(金)が基準日となります。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	193,320株
今回の分割により増加する株式数	19,138,680株
株式分割後の発行済株式総数	19,332,000株
株式分割前の発行可能株式総数	605,600株
株式分割後の発行可能株式総数	60,560,000株

分割の日程

基準日の公告日	平成25年6月14日(金)
基準日	平成25年6月30日(日)
効力発生日	平成25年7月1日(月)

新株予約権行使価額等の調整

新株予約権行使価額等の調整株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年7月1日以降、以下のとおり調整いたします。また、新株予約権の目的となる株式の数についても比例的に調整されます。

第4回新株予約権(平成16年3月26日株主総会の特別決議に基づき発行)

調整前行使価額	5,000円
調整後行使価額	50円

第6回新株予約権(平成18年3月31日株主総会の特別決議に基づき発行)

調整前行使価額	155,000円
調整後行使価額	1,550円

1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	
1株当たり当期純利益金額	7.48円	1株当たり当期純利益金額	14.20円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	7.46円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	14.16円

(3) 単元株制度の導入

新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

新設の日程

効力発生日 平成25年7月1日(月)

(重要な後発事象)

1. 従業員に対するストック・オプション(新株予約権)の付与

当社は、平成25年4月1日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、下記のとおり決議いたしました。

(新株予約権を発行する理由)

当社の業績向上や企業価値の増大の意識を高めるため並びにインセンティブを与えるための相当な手段として、当社従業員に対し、新株予約権の割当てを行うものであります。

(新株予約権の発行要領)

(1) 新株予約権の名称

パリュウコムース株式会社第8回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当てする新株予約権の数

当社従業員188名に対し2,019個

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 発行する新株予約権の総数

2,019個

(5) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

なお、本新株予約権は、割当日に算出した公正な評価額に相当する職務執行の対価をインセンティブとして割当てするものであり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成27年4月2日から平成35年3月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員(以下「当社の従業員等」という。)であることを要する。

上記(7)の規定にかかわらず、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会の決議(新株予約権者が当社の従業員等の地位を喪失した日の翌日から30日以内に開催される当社取締役会の決議に限る)で認めた場合は、本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が行使期間開始後に死亡した場合、上記(7)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。

新株予約権者は、本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(8)記載の資本金等増加限度額から、上記(8)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の割当日

平成25年4月16日

2. 役員に対するストック・オプション（新株予約権）の付与

当社は、平成25年4月17日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役員及び幹部従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、下記のとおり決議いたしました。

(新株予約権を発行する理由)

当社の中長期的な成長を促進するため、業績目標を定め、その業績目標を達成するインセンティブとして、当社の取締役及び幹部従業員に対し、新株予約権の割当てを行うものであります。

(新株予約権の発行要領)

(1) 新株予約権の名称

バリューコマース株式会社第9回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当てする新株予約権の数

当社の取締役及び従業員9名に対し4,000個

なお、上記対象となる者の人数は予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする（なお、各新株予約権の目的となる株式の総数は、4,000株が当初の上限となる。）。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(4) 発行する新株予約権の総数

4,000 個

ただし、これは割当予定数であり、上記(2)記載の割当予定者が新株予約権割当日において、当社取締役、従業員又は当社子会社取締役、従業員たる地位を失っている場合、又は引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(5) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権1個当たりの発行価額は、708円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルー・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。また、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、有利発行には該当しない。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成25年5月2日から平成35年5月1日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成25年12月期から平成30年12月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記(a)又は(b)に掲げる各金額を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期（以下、「達成期」という。）に応じて、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が1,520百万円を超過した場合

達成期：平成27年12月期まで	行使可能割合：40%
達成期：平成28年12月期	行使可能割合：30%
達成期：平成29年12月期	行使可能割合：20%
達成期：平成30年12月期	行使可能割合：10%

(b) 営業利益が1,750百万円を超過した場合

達成期：平成27年12月期まで	行使可能割合：60%
達成期：平成28年12月期	行使可能割合：50%
達成期：平成29年12月期	行使可能割合：40%
達成期：平成30年12月期	行使可能割合：30%

新株予約権者は、上記(7) に定める(a)又は(b)の条件を充たす前に、平成25年12月期から平成30年12月期のいずれかの期の営業利益が1,000百万円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記(7) に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。

上記(7) 及び における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権割当時から行使時まで継続して当社又は当社子会社の取締役又は従業員（以下、「当社の取締役等」という。）その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。上記(7) の規定にかかわらず、新株予約権者は、任期満了による退任、定年退職、もしくは雇用期間の満了による退職の場合、又は当社が正当な理由があると当社取締役会の決議（新株予約権者が当社の取締役等の地位を喪失した日の翌日から起算して30日以内に開催される当社取締役会の決議に限る。）で認めた場合は、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合で、当社取締役会の決議（新株予約権者の死亡の日の翌日から起算して30日以内に開催される当社取締役会の決議に限る。）で認めた場合は、上記(7) の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合、上記(7) の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。

新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。

新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(9) 新株予約権の割当日

平成25年5月2日

(10) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年6月30日

(11) 申込期日

平成25年4月26日

2【その他】

平成25年2月12日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....107,672千円

(ロ) 1株当たりの金額.....650円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年2月28日

(注) 1. 平成24年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

2. 1株当たりの金額650円には、東京証券取引所一部指定記念配当100円が含まれております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 5月 2日

バリューコマース株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 望月 明美 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 朽木 利宏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているバリューコマース株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、バリューコマース株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。